

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例

道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例（平成12年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
1 使用料					1 使用料				
区 分	単 位	金 額			区 分	単 位	金 額		
		所在地					所在地		
		市	町	村			市	町	村
柱類	第1種電柱	[略]	630円	530円	柱類	第1種電柱	[略]	560円	460円
	第2種電柱		970円	820円		第2種電柱		860円	700円
	第3種電柱		1,300円	1,100円		第3種電柱		1,200円	950円
	第1種電話柱		560円	480円		第1種電話柱		500円	410円
	第2種電話柱		900円	760円		第2種電話柱		800円	650円
	第3種電話柱		1,200円	1,000円		第3種電話柱		1,100円	900円
	その他の柱類		56円	48円		その他の柱類		50円	41円
線類	共架電線その他上空に設けるもの		6円	5円	線類	共架電線その他上空に設けるもの		5円	4円
	地下電線その他地下に設けるもの		[略]	3円		地下電線その他地下に設けるもの		[略]	2円
変圧器	路上に設けるもの		550円	470円	変圧器	路上に設けるもの		490円	400円
	地下に設けるもの		340円	290円		地下に設けるもの		300円	250円
変圧塔その他これに類する			1,100円	950円	変圧塔その他これに類する			1,000円	820円

もの及び公衆電話所	
郵便差出箱及び信書便差出箱	
広告塔	
管類	外径が0.07メートル未満のもの
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの

	<u>470円</u>	<u>400円</u>
	[略]	<u>1,000円</u>
	<u>24円</u>	<u>20円</u>
	<u>34円</u>	<u>29円</u>
	<u>51円</u>	<u>43円</u>
	<u>67円</u>	<u>57円</u>
	<u>100円</u>	<u>86円</u>
	<u>130円</u>	<u>110円</u>
	<u>240円</u>	<u>200円</u>
	<u>340円</u>	<u>290円</u>

もの及び公衆電話所	
郵便差出箱及び信書便差出箱	
広告塔	
管類	外径が0.07メートル未満のもの
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの

	<u>420円</u>	<u>340円</u>
	[略]	<u>990円</u>
	<u>21円</u>	<u>17円</u>
	<u>30円</u>	<u>25円</u>
	<u>45円</u>	<u>37円</u>
	<u>60円</u>	<u>49円</u>
	<u>90円</u>	<u>74円</u>
	<u>120円</u>	<u>98円</u>
	<u>210円</u>	<u>170円</u>
	<u>300円</u>	<u>250円</u>

	外径が1メートル以上のもの	<u>670円</u>	<u>570円</u>
通路	道路の上空に設けるもの	[略]	<u>510円</u>
	道路の地下に設けるもの	<u>600円</u>	<u>310円</u>
	[略]	[略]	[略]
[略]			

[略]

2 [略]

	外径が1メートル以上のもの	<u>600円</u>	<u>490円</u>
通路	道路の上空に設けるもの	[略]	<u>490円</u>
	道路の地下に設けるもの	<u>610円</u>	<u>300円</u>
	[略]	[略]	[略]
[略]			

[略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。